平成２１年（フ）第７８２号
千葉県松戸市松戸新田533番地の１天神山市営住宅１―309号
債務者　須藤　順子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７８３号
千葉県柏市松葉町３丁目17番地５　ミキハウス203号
債務者　奈良岡直樹
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７８５号
千葉県柏市藤ケ谷1092番地２
債務者　金村昌訓こと　金　　昌訓
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８４号
兵庫県洲本市安乎町平安浦1531番地３、前住所大阪府枚方市長尾谷町１丁目305番地の４311
債務者　有冨真規子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６号
山口県柳井市柳井2192　パルハイツ101号室、住民票上の住所山口県熊毛郡上関町大字室津1791番地21
債務者　砂田　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第５０号
長野県飯田市松尾明7853番地６
債務者　立花　一博
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第９６号
長野県飯田市時又127番地155市営住宅55―50号
債務者　有賀　美穂
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１１５号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲945番地
債務者　杉本　良太
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１１７号
長野県下伊那郡喬木村277番地２村営住宅61―３号、前住所長野県飯田市駄科502番地７
債務者　平松　栄子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２８３５号
愛知県瀬戸市北丘町７―５　レオパレス北丘105、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬176番地
債務者　伊藤美奈子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７６号
名古屋市北区上飯田西町３丁目４番地の１たちばなハイツ404号
債務者　喜多佳代子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１２７号
愛知県刈谷市東刈谷町３丁目９番地７　エスポワール東刈谷302号
債務者　三好　貴文
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４４７号
神戸市垂水区高丸７丁目８番21―402号、従前の住所東京都府中市押立町４丁目14番地の24
債務者　關藤　大介
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５００号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎２棟301号
債務者　相馬　幸治
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０２号
神戸市垂水区福田４丁目３番16号
債務者　椙本　鶴子（旧姓瀧口）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０５号
神戸市兵庫区東山町２丁目10番５号東山ビル３階
債務者　丸山　和義
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０６号
神戸市兵庫区塚本通５丁目２番18―504号
債務者　石木　敏夫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部